

令和7年度石岡市防災士資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防災意識の高揚及び防災力の向上を図り、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修センター等 日本防災士機構が認定した研修機関であり、定められた研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を実施する機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 地域における防災の担い手として防災活動に積極的に参加し、市が行う防災に関する施策に協力する意思のある者
- (3) 防災士の資格の取得に係る他の補助金及び助成金等を受けていない者
- (4) 防災士の資格を取得した旨の情報を自治会、自主防災組織等へ提供することについて同意する者
- (5) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座の受講料
- (2) 日本防災士機構が発行する防災士教本の代金

(3) 防災士資格取得試験受験料

(4) 防災士認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、防災士資格取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状又は防災士証（両面）の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書又は受領書等支払を証明するものの写し

2 申請の期限は、申請者が防災士認証登録を受けた日から起算して30日以内又は登録を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、防災士資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、防災士資格取得補助金交付請求書（様式第3号）に防災士資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3) 市長が特に必要あると認めるとき。

2 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、防災士資格取得補助金返納・返還命令通知書（様式第4号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第10条 市長は、補助金の交付の決定の取り消しをする場合は、当該交付決定者に対してその理由を示すものとする。

（責務）

第11条 補助金の交付を受けた防災士は、地域防災の担い手として行政区等の活動に積極的に参加するとともに、市が実施する防災に関する事業に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。